

日本標準職業分類第 6 回改定案作成の基本方針について

来年度からの改定案作成に向け、事前整理の必要がある分類項目の設定に関わる内容について、研究会における共通認識を基本方針として次のとおり定めることとした。

1 これまでの検討状況

※①～④は第 6 回研究会において示した基本方針の内容

① 職業分類の目的

② 一般原則（案）

→ 次のとおり整理（一部継続して検討）。

第 A 項 日本標準職業分類の位置付けと役割

第 B 項 用語の定義

第 C 項 分類項目の設定方法

第 D 項 職業分類の分類表の構成及び分類符号

第 E 項 職業分類の適用単位

第 F 項 職業分類の適用方法（継続して検討）

③ 職業分類の課題に対する見直し方針

→ 別添資料 4-1 のとおり見直し方針を整理

④ 分類項目の新設、廃止等を検討するための基準

→ 分類項目の新設、廃止等を検討するための目安を設定

2 基本方針の内容（案）

- ・ 第 A 項 日本標準職業分類の位置付けと役割（目的に関する部分）
- ・ 第 B 項 用語の定義
- ・ 第 C 項 分類項目の設定方法
- ・ 第 E 項 職業分類の適用単位
- ・ 職業分類の課題に対する見直し方針
- ・ 分類項目の新設、廃止等を検討するための目安

第 D 項は分類の見直し結果を記載することから現段階では記載しない。

第 F 項は分類項目の設定に関わる内容ではないことや継続的な検討が必要であることから記載しない。

3 改定案作成に向けた継続的な検討

上記 1 の①及び②については、基本方針の内容として決定するものの分類項目の新設等の検討を含めた改定案の作成まで継続的な検討を行う。

特に、第 F 項については、統計調査実施部局から意見聴取するなどし、改定案作成に向けた引き続きの検討を行う必要がある。

なお、改定案に含まれないものの「分類項目の新設、廃止等を検討するための目安」についても、分類項目の新設等を検討する中で、基本方針策定時に想定していなかった事情が発生した場合には必要な見直しを行い、当該目安で示した考え方と改定内容が乖離しないように留意する。

(改定案作成に向けた継続的な検討のイメージ図)

